

三重県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

平成25年3月18日

三重県警察本部訓令第2号

改正 平成27年2月16日三重県警察 平成29年1月24日三重県警察
本部訓令第4号 本部訓令第2号
平成29年3月28日三重県警察 令和7年3月13日三重県警察
本部訓令第6号 本部訓令第10号

三重県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

三重県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 勤務管理（第7条—第9条）
- 第3章 勤務方法等（第10条—第19条）
- 第4章 指導監督等（第20条—第22条）
- 第5章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和62年国家公安委員会規則第3号。以下「鉄道規則」という。）に基づき、三重県警察鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 鉄道警察隊は、三重県警察本部地域部地域課に設置する。

（編成等）

第3条 鉄道警察隊は、本隊及び分遣隊をもって編成するものとし、編成及び活動拠点、別表第1のとおりとする。

2 本隊の隊員は、地域部地域課に勤務する警部補以下の階級にある警察官の中から地域部地域課長（以下「地域課長」という。）が指定する。

3 分遣隊の隊員は、分遣隊を設置する警察署地域課に勤務する警部補以下の階級にある警察官の中から警察本部長が指定する。

（活動区域）

第4条 本隊の活動区域は、別表第2のとおりとする。ただし、犯罪の多発その他治安上必要があると警察本部長が認める場合は、この限りでない。

2 分遣隊の活動区域は、別表第2に掲げる活動区域のうち、原則として分遣隊を設置している警察署の管轄区域内とする。ただし、警乗を行う場合は、この限りでない。

3 分遣隊を設置していないいなべ、四日市西、大台、熊野及び紀宝警察署の管轄区域における活動は、原則として自署による対応とし、必要があると認める場合は、近接する分遣隊がこれを補完する。ただし、活動に当たっては、活動区域を管轄する警察署と連携又は協議した上で活動するものとする。

(任務)

第5条 鉄道警察隊は、鉄道施設（列車、駅、線路、信号装置等の運転保安設備、車庫、工場、変電所等鉄道事業の用に供する施設をいう。以下同じ。）及びその周辺において、個人の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

(事件事故等の処理範囲及び引継ぎ)

第6条 鉄道警察隊の事件事故等の処理範囲は、原則として初動的な措置とし、措置後、その処理を関係警察署長に引き継ぐものとする。ただし、県内を警乗中の取扱事案について、その発生地又は検挙地を管轄する警察署が特定できない場合は、原則として列車の進行方向の最寄りの停車駅を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

第2章 勤務管理

(勤務制)

第7条 鉄道警察隊長（以下「隊長」という。）及び本隊の隊員の勤務制は、三重県警察の処務及び勤務に関する訓令（昭和45年三重県警察本部訓令第10号）第17条第1項第2号に規定する日勤制勤務（一部毎日勤務又は毎日勤務）とする。ただし、地域課長は、公務のため必要があると認めるときは、警察本部長の承認を得て勤務制を変更することができる。

2 分遣隊の隊員の勤務制は、地域警察の運営に関する訓令（平成9年三重県警察本部訓令第10号）第9条の定めるところによる。ただし、地域課長は、鉄道警察隊の運用に必要があると認めるときは、当該警察署長に勤務制の変更を依頼することができる。

(勤務計画)

第8条 隊長は、鉄道施設及び鉄道輸送の実態、鉄道施設における犯罪及び事故の発生状況等を勘案し、次に掲げる事項を内容とする1か月ごとの勤務計画をあらかじめ策定しなければならない。

- (1) 活動重点及び行事予定
 - (2) 隊員の勤務指定
 - (3) その他活動に必要な事項
- 2 隊長は、勤務計画に基づき、勤務日における活動重点等を勤務員に具体的に指示するものとする。
 - 3 勤務計画を変更する場合は、その都度、隊長を経て地域課長の承認を受けるものとする。

(勤務記録の報告)

第9条 勤務記録は、地域警察の運営に関する訓令第33条に基づき勤務記録を作成し、隊長を経て地域課長へ報告するものとする。

第3章 勤務方法等

(通常基本勤務)

第10条 鉄道警察隊の通常基本勤務は、警戒警備、警乗、警ら及び在所の方法による。

(警戒警備)

第11条 警戒警備は、線路、運転保安設備等重要な鉄道施設について、巡回、駐留等の方法により警戒し、又は警備するものとする。

- 2 警戒警備に際しては、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問、検索等を行うなどにより、異常又は不審と認められる人物、事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(警乗)

第12条 警乗は、列車内における公安の維持を図るため、列車に乗務して、犯罪の予防検挙、事故の防止、要保護者の発見及び保護等に当たるものとする。

- 2 警乗は、原則として2人1組を単位として行うものとし、階級の上位者又は先任者を警乗責任者とする。
- 3 警乗に際しては、あらかじめ待合室及びその周辺を巡回して、挙動不審者、要保護者等の発見に努めるものとする。
- 4 警乗の開始に当たっては、当該警乗列車の車掌と連絡をとり、口頭による警乗通告を行うものとする。ただし、犯人の追跡、人命の救助等緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 5 警乗中は、車内を巡回して、旅客の動向、手荷物の保管状況、不審物の有無等に注意しなければならない。
- 6 警乗は、警察庁が策定する全国計画及び地域課長が別に定めるところにより策定する計画（以下「実施計画」という。）に基づいて行うものとする。ただし、列車

を利用した犯罪、列車に対する妨害事案、列車事故等が発生し、又は発生するおそれのある場合には、地域課長は実施計画以外の警乗を臨時に行わせることができる。

- 7 隊員は、実施計画を変更し、又は中止する場合は、隊長を経て地域課長に報告し、承認を受けなければならない。
- 8 地域課長は、実施計画を策定し、及び変更したときは、警察庁及び管区警察局に報告するとともに、関係府県警察に通報するものとする。また、その実施結果を警察庁及び管区警察局に報告するものとする。
- 9 隣接府県警察の管轄区域にわたる警乗中に被疑者を逮捕したときは、特別の場合を除き、逮捕地又は最寄りの駅を管轄する府県警察と協議の上、当該府県警察に関係書類とともに、身柄を引き渡すものとする。

(警ら)

第13条 警らは、活動区域内の鉄道施設及び線路沿線を巡行することにより、犯罪の予防検挙、危害の防止、市民に対する保護、助言及び指導、踏切等における交通の指導取締り、少年の補導等を行うとともに、鉄道施設等に係る状況の把握に当たるものとする。

- 2 警らは、事件事故等の発生実態に応じて効率的に実施するものとする。
- 3 警ら中に、鉄道施設に立ち入る必要があるときは、駅長、保線区長等の施設管理者に連絡し、承諾を得て実施するものとする。ただし、犯人の追跡、人命の救助等緊急やむを得ない場合は、事後、その内容を施設管理者に通報するものとする。
- 4 警らに際しては、市民に対する応接を丁寧迅速に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる人物又は事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(在所)

第14条 在所は、活動拠点の施設内において、諸願届の受理等を行うとともに、書類の作成整理、装備資機材及び施設の点検整備等を行い、あわせて、外部に対する警戒に当たるものとする。

- 2 在所に際しては、市民に対する応接を丁寧迅速に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる人物又は事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(特別勤務)

第15条 地域課長は、特に必要があると認める場合、次に掲げる特別勤務に隊員を従事させることができる。

- (1) 緊急配備のための活動を行うこと。

- (2) 現場臨場、被疑者の同行その他事件事故等の事案処理のため、所外において活動を行うこと。
- (3) 鉄道施設における特別の治安情勢に鑑み、必要と認められる場合において、通常基本勤務によらずに犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、交通指導取締り等の活動を行うこと。
- (4) 鉄道施設における雑踏警備、列車による現金その他の物品の輸送警備等に伴う警戒警備の要員として活動を行うこと。
- (5) 鉄道事業者その他関係機関、団体等（以下「鉄道事業者等」という。）又は県民の行う鉄道事故防止のための諸活動への支援若しくは協力を行い、又は県民と共同でこれらの活動を行うこと。
- (6) 鉄道事業者等との連絡のために活動すること。
- (7) その他隊員が、鉄道規則第3条第1項の任務を達成するため、通常基本勤務によらずに必要と認められる特別な活動を行うこと。

（制服等の着用）

第16条 隊員は、原則として制服を着用し、鉄道規則第6条の2第1項に規定する標章を当該制服の左襟に装着しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、隊員は、隊長が事件事故等の発生状況等を勘案して必要があると認めるときは、私服を着用することができる。
- 3 私服を着用して警乗を行うときは、関係鉄道事業者が発行する業務証明書を携帯するものとする。

（鉄道事業者等との連携）

第17条 鉄道警察隊に、鉄道規則第8条第1項の規定による鉄道事業者等との連絡等を行う連絡担当者を置き、隊長をもって充てる。

- 2 連絡担当者は、連絡会議を開催するなど、鉄道事業者等との緊密な連携の保持に努めるものとする。
- 3 地域課長は、活動区域内の鉄道事業者等との間において、あらかじめ、事件事故等の発生時における相互の連絡方法及び相互に連携して執るべき初動措置を定めておくものとする。

（隣接府県警察との連携）

第18条 隣接府県警察にわたる鉄道警察隊に係る事務の処理の適正化を図るため、鉄道規則第14条第2項の連絡主任者に隊長をもって充てる。

- 2 連絡主任者は、隣接府県警察との間で、連絡会議を開催するなどして情報交換を行い、緊密な連携の保持に努めるものとする。

- 3 地域課長は、隣接府県警察との間で、事件事故等の発生時における相互の連絡、協力の方法その他相互の円滑な連携に必要な事項を定めるものとする。

(資料の整備)

第19条 隊員は、あらゆる活動を通じて収集した鉄道施設、鉄道運輸等に関する資料、鉄道施設における事件事故等の発生状況、鉄道警察隊の活動状況等必要な統計を分析した資料その他鉄道警察隊の活動に必要な資料について、常に活用することができるように整備するものとする。

第4章 指導監督等

(幹部の職務)

第20条 地域課長は、鉄道警察隊の運営全般を統括するとともに、隊員の配置、運用、指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。

- 2 隊長は、地域課長を補佐し、鉄道運輸の実態、鉄道施設における事件事故等の発生状況に即して鉄道警察隊を計画的に運営するとともに、隊員の運用、指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。

- 3 地域課長及び隊長は、鉄道警察隊の運営に当たっては、他の警察部門及び警察署と緊密に連携して、その組織的機能が十分発揮できるよう努めるものとする。

(教養訓練)

第21条 地域課長は、鉄道警察業務に必要な知識及び技能を隊員に習得させるため、隊員の勤務の実態を的確に掌握するとともに、個々の能力、個性等に応じた教養訓練を計画的に実施するものとする。

(服務心得)

第22条 隊員は、任務の重要性を自覚し、厳正な規律と団結の下に強い責任感をもって、その職務の遂行に当たらなければならない。

第5章 雑則

(補則)

第23条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項の細目は、地域課長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年3月25日から施行する。

附 則 [平成27年2月16日 三重県警察本部訓令第4号]

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 [平成29年1月24日 三重県警察本部訓令第2号]

この訓令は、平成29年1月24日から施行する。

附 則 〔平成29年3月28日 三重県警察本部訓令第6号〕
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 〔令和7年3月13日 三重県警察本部訓令第10号〕
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

鉄道警察隊の編成及び活動拠点

名 称		活 動 拠 点
本 隊		地域部地域課
分 遣 隊	桑 名	桑名警察署桑名駅前交番
	四日市北	四日市北警察署川越富洲原交番
	四日市南	四日市南警察署諏訪交番
	亀 山	亀山警察署江ヶ室交番
	鈴 鹿	鈴鹿警察署白子交番
	津	津警察署津駅前交番
	津 南	津南警察署久居駅前交番
	松 阪	松阪警察署松阪駅前交番
	伊 勢	伊勢警察署曾禰町交番
	鳥 羽	鳥羽警察署鳥羽駅前交番
	尾 鷲	尾鷲警察署尾鷲駅前交番
	伊 賀	伊賀警察署丸の内交番
	名 張	名張警察署名張駅前交番

別表第2
鉄道警察隊の活動区域

路 線 名		活 動 区 域
東 海 旅 客 鉄 道	関 西 本 線	愛知県境～亀山駅
	紀 勢 本 線	亀山駅～多気駅経由～和歌山県境
	名 松 線	松阪駅～伊勢奥津駅
	参 宮 線	多気駅～伊勢市駅経由～鳥羽駅
	草 津 線	柘植駅～滋賀県境
西 日 本 旅 客 鉄 道	関 西 本 線	亀山駅～京都府境
	草 津 線	柘植駅～滋賀県境
伊 勢 鉄 道		河原田駅～津駅
近 畿 日 本 鉄 道	名 古 屋 線	伊勢中川駅～愛知県境
	大 阪 線	伊勢中川駅～奈良県境
	山 田 線	伊勢中川駅～宇治山田駅
	鳥 羽 線	宇治山田駅～鳥羽駅
	志 摩 線	鳥羽駅～賢島駅
	湯 の 山 線	近鉄四日市駅～湯の山温泉駅
	鈴 鹿 線	伊勢若松駅～平田町駅
あ す な ろ う 鉄 道	内 部 駅	あすなろう四日市駅～内部駅
	八 王 子 線	日永駅～西日野駅
三 岐 鉄 道	北 勢 線	西桑名駅～阿下喜駅
	三 岐 線	近鉄富田駅～西藤原駅
伊 賀 鉄 道		伊賀神戸駅～伊賀上野駅
養 老 鉄 道		桑名駅～岐阜県境